

令和 7 年国勢調査山形市実施本部設置要綱

（設 置）

第 1 条 令和 7 年国勢調査の実施にあたり、効率的な実施体制を整えるため、この市に令和 7 年国勢調査山形市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

（任 務）

第 2 条 実施本部は、令和 7 年国勢調査の適正かつ円滑な推進にあたる。

（組 織）

第 3 条 実施本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には企画調整部を担任する副市長、副本部長には企画調整部長をもって充てる。

3 本部員は、総務部長、財政部長、文化スポーツ部長、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長をもって充てる。

（職 務）

第 4 条 本部長は、実施本部を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第 5 条 実施本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じてその都度本部長が招集し、本部長は、その議長となる。

2 会議は、第 2 条に規定する任務を達成するため、その推進について調整を行う。

（事務局）

第 6 条 実施本部に事務局を置く。

2 事務局長には、企画調整部企画調整課長をもって充てる。

3 事務局次長には、企画調整部企画調整課長補佐をもって充てる。

4 事務局の庶務は、企画調整部企画調整課において処理する。

（委 任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 17 日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。